

戦後強制抑留者の皆様へ

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金の請求受付が、平成22年10月25日から始まりました。

対象の方には、当基金から請求書類をお送りします。まだ、お手元に届いていない方は、下記へご連絡ください。

■対象者

戦後強制抑留者で平成22年6月16日に日本国籍を有するご存命の方

■請求受付期間

平成22年10月25日～平成24年3月31日

◎連絡・問い合わせ先

独立行政法人平和祈念事業特別基金
事業部特別給付金担当

☎0570-059-204 (ナビダイヤル)

(IP電話・PHSからは ☎03-5860-2748)

受付時間 平日 9時～18時

(土曜、日曜、祝日はご利用いただけません)

北海道最低賃金が改定されました 「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も」

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む）に適用される北海道最低賃金（地域別）が次のとおり改定されました。

最低賃金額 時間額 691円
効力発生年月日 平成22年10月15日

厚生労働省・北海道労働局・各労働基準監督署

相続または贈与等に係る生命(損害)保険契約等 に基づく年金の税務上の取扱いの変更について

相続、贈与等により取得した生命保険契約や損害保険契約等に係る年金の所得税の取扱いを改めることとしました。

この取扱いの変更により、所得税の還付を受けることができる場合があります。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

◎問い合わせ先

留萌税務署 ☎42-0661

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

裁判員制度 名簿記載通知をまもなく発送します

平成23年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬に名簿に登録されたことのお知らせ（名簿記載通知）をお送りします。この通知は来年2月ころから平成24年2月ころまでの間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

また、名簿記載通知と併せて調査票をお送りします。この調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、調査票のご回答の内容により、明らかに辞退が認められる場合等には裁判所にお越しいただくことのないようにして、裁判員候補者の方々の負担を軽減するためにお送りするものです。お尋ねする項目に当てはまらない方は、返送していただく必要はありません。辞退の申し出ができる時期や期間等に何らの制限を設けているわけではありません。

この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた際にお送りする質問票で辞退を申し出てください。または裁判の当日（選任手続時）に辞退を申し出てください。裁判員制度にご理解、ご協力をお願いします。

◎問い合わせ先

旭川地方裁判所事務局総務課 ☎0166-51-6255

小平町選挙管理委員会 ☎56-2111 (内線206)

11月25日から12月1日までは 「犯罪被害者週間」です

警察では事件や事故の被害に遭った方や家庭内暴力、ストーカー問題等で悩んでいる方などの相談を受け付けています。

そのほか、事件や事故による心の傷が癒されず悩んでいる方のために、民間被害者相談窓口のプロのカウンセラーがあなたのお話をお聞きします。事件や事故でお悩みのあなた、勇気を出して今すぐダイヤルを。

◎問い合わせ先

留萌警察署 ☎42-0110

民間被害者相談窓口

北・ほっかいどう被害者相談室 ☎0166-24-1900